

日本ローマ法研究会第 4 回大会に寄せて

吉原達也

2021 年 3 月 15 日 (月)、16 日 (火) の両日、日本ローマ法研究会第 4 回大会がオンライン (Zoom) 方式で開催された。昨年同時期に予定されていた第 3 回大会は、COVID19 の感染拡大に伴い、遠距離の移動、対面での開催への懸念から、残念ながら中止となってしまった。今回も開催が危ぶまれたこともあったが、佐々木健教授をはじめとする事務局関係各位のご尽力により、2 年ぶりに開催されたことにこの場を借りて心より御礼申し上げたい。参加者は 2 日間を通じて、時間によって若干の増減はあるものの、常時 30 人前後の出席者を数えることができた。

第 4 回大会は、2 日間にわたり、5 つのセッション、各 2 報告ずつ、合計 10 の報告がなされた。報告はオンライン方式に対応したさまざまな工夫もあり、活発な質疑応答の時間を持つことができた。プログラム及び報告概要が本誌末尾に掲載されているので、ご参照をいただければ幸いである。以下、簡単に大会の様様について振り返ってみたい。

3 月 15 日 (月)

第 1 部【司会：五十君麻里子】

第 1 報告：菅尾暁「家子による組合に基づく債権の相殺と追認問題——D. 16,2,9pr.-1 (Paul. 32 ad ed.)」

報告者は、無権限者の行為に対する追認に問題関心を寄せる。中でも、概要記載の相殺に注目し、史料を検討して事案概要を図示しながら、リサーチクエスションとして、決定的な理由づけは「一つ

の契約」だからではなく、追認担保が重要であったと解釈する仮説を検証する。関連するウルピアヌス法文 4 法文とゴルディアヌス帝勅法 1 つ、そしてマエキアヌス法文 1 法文を紹介して、家父は、組合員に対して請求する際には債権全額を対象とし得るのに、責任範囲は特有財産の範囲に限定される不公平を指摘する。そうして、これを解消すべく相殺を認めた、と結論づける。

主な質疑内容について、簡単に触れておく。家父が追認するインセンティブ、相殺に応じるインセンティブとは何かについて、報告者は、今後の取引社会における信頼を保つ危険を指摘した。また、組合契約に基づく債権を家父が果たして（家子に対する請求後に）回収しようとするか、そもそも家子が組合契約の当事者となるのはなぜか、といった質問については、報告者は、Lenel の方式書を引用して、この種の家子関係の組合訴訟では付加され、特有財産の範囲内で組合契約を締結したと解し、聴衆からの指摘も得て、多くは訴訟法上の担保と同様に保証人を付けて追認を担保した、と説明した。他にも、序項における家父の訴え提起自体が、「追認」と同視できるのでは、との指摘もあり、活発な議論が交わされた。

第 2 報告：森光「建物破壊に関する 3 つの元老院議決について——D. 24, 1, 45 Ulp. 17 ad ed. と D. 30, 43, 1 Ulp. 21 ad Sab.」

報告者は、夫婦間贈与に関する章と遺贈の章に配置された史料 2 法文に注目し、6 つのテーゼを検証した。概要記載の結論に加え、嫁資 dos が実質的に妻に帰する点を重視する。「取り外し」が法的に可能とすれば、元老院議決の適用はない。代わりに、夫が地上権類似の権能を園亭に主張できた可能性を指摘する。また、エルコラーノ遺跡出土の銅板 (CIL 10, 1401) を分析し、元老院議決の文言を

比較対照した。加えて、アレクサンデル帝勅法や学説彙纂法文を参照し、ローマで歴代皇帝が既存建物を取り壊して宮殿等を建設した際に石材利用が問題化したこととの関連を探っている。3つの元老院議決に関する資料の綿密な読解に依拠してローマ法文に新しい理解の可能性の提示を試みる。

D. 30, 43, 1 と D. 24, 1, 45 所掲の Marcellus 学説は、彼の *digesta* 7 巻に収録され、Lenel の復元では *Digesta* の章立てに倣って、*De donationibus inter virum et uxorem* の文脈に置かれているが、報告者はこれを *De iure dotium* の文脈の中にあつたとみるべきではないかというテーゼを示す。D. 24, 1, 45 Ulp. 17 ad ed は従前妻の所有する敷地に建物を建てたり、妻の建物の中に何かを付加し時に贈与の意思を有していた場合、それを撤回すれば、当該元老院議決に反しないだけでなく、妻に損害与えないという趣旨と考えられてきたところで、夫婦間贈与禁止の文脈でもなお理解できるのではないかという点など、今後の展開を待ちたい。

第 2 部：【司会：宮坂渉】

第 3 報告：石川真人「続・占有は事実か法か——Paul.D.34,2,4 と使用取得」

本報告は、第 2 回大会報告の続編として、購入目的で派遣した被解放者が、遺贈者存命中に購入した布が誰に帰属するのかを検討する。『学説彙纂』で前後に配された法文、Lenel の再構成に基づくパウルス『告示註解』第 54 巻における前後の文脈を紹介し、使用取得により被解放者に布が帰属する場面を保護者死亡後購入時と結論づける。

質疑について、少し触れておくと、委任に関する法文史料から、

委任者死亡を不知ならば委任が継続する点の指摘、買主存命中の追奪と同様に考えるべきとの提案、紫は染料としてローマに運ぶに適さず現地染色を要したとの指摘があった。報告者は、そうした点を考慮しても、使用取得との関連で検討史料を理解できることを示した。なお、毛織物と明示する箇所と「紫」とだけ表現する箇所（単複の違いあり）の文法処理も話題となった。

個人的な関心として、遺贈のうち貴金属や衣服を殊更に取り上げる D.34.2 という文脈はどのように顧慮されるべきか、「委任」が必ずしも明示されず、登場人物の法的関係は報告者が想定するような委任関係にあると考えられるのか、むしろ被解放自由人と旧主人との特殊な関係は考慮されないのか、共和制末のセルウィウスをパウルスが引用する文脈とは何か、両者の間に社会的な背景の変化ないし差違があるのか、またある種観念的な「所有権」の移転を論じるような印象をいただくのであるが、それは、ローマ古典法の特徴か、それともドイツ近代的発想か、さらなる教示を得たいところである。

第 4 報告：清水悠「使用取得完成後の担保権の帰趨について」

本報告は、民法に関して、時効取得の性質が原始取得（通説）なのか承継取得（少数説）なのかという対立をめぐる問題を出発点として、ローマ法の使用取得が原始取得なのか承継取得なのかをめぐって、担保権の帰趨に着目することによってこの問題に迫ろうとする。

報告者は、D. 20, 1, 1, 2; D. 41, 3, 44, 5; D. 41, 4, 12; D. 41, 5, 2 pr. の 4 法文の読解を軸に、古典期における使用取得完成後の質権をはじめとする諸種の担保権の存続する状態を検証するとともに、古典期以後の変化を示す例として C. 7, 39, 8 の分析を通じて、使用取得と

担保権の関係について、以下のような推論を立てる。古典期ローマ法においては、使用取得が完成しても、目的物に付着していた既存の役権や担保権といった制限・負担が消滅することはなく、承継取得の特徴を示している。しかし、ユスティニアヌス帝の時代に至って、完成後に担保権が消滅するタイプの取得時効が登場したとすれば、それは原始取得型の取得時効が登場し始めたことを意味する、と。質疑において、法文史料に見える紛争形態はどのようなものか、また、使用取得が、相続人に被相続人による占有期間の通算を認めれば、相続人としてよりも買主として先に完成する点や、占有付与が名目的な移転をもたらす間接強制として機能した点なども指摘された。報告者は現代法的関心から古代ローマ法にアプローチしようとすることをめざしておられ、本権（所有）と管理権、質（担保）と使用取得占有の関係などについてもさらに議論を展開されることを期待したい。

第 3 部：【司会：林智良】

第 5 報告：佐々木健「D.5.2.6.2 (Ulpianus 14 ad ed.)」

報告者は、春木一郎博士『学説彙纂プロータ』と船田享二博士の第 6 巻以下の邦訳の狭間に長く置かれてきた『学説彙纂』第 5 巻邦訳に敢然として挑戦している。これまでも第 5 巻関連でいわゆる「胎児訴訟」の問題を取り上げてこられたが、本報告は、第 5 巻読解の成果の一端として、第 2 章「不倫遺言について」から、「訴訟開始のための遺産占有 *bonorum possessione litis ordinandae gratia*」を検討する。胎児訴訟とは異なり、訴訟開始用遺産占有の付与は、(法定) 相続人が申請するとされるが、ローマ時代の法学者は、この点に関して、申請者たる相続人が死亡した場合はどうなるのかという

問題に着目する。

D.5.2 の不倫遺言の訴えの中から、検討法文を読む限り、原告適格は一身専属的と見られるが、例外的に、訴訟開始後に原告(以下、第二世代)が死亡した場合には、その相続人(以下、第三世代)に不倫遺言の訴えが承継される(訴訟移転)。訴訟開始には、召喚や訴訟告知を要し、訴訟に応じない限り訴訟が開始しなければ、被告の逃げ得となるという。そうした事態を避けるために遺産占有が申請される。これにより、訴訟移転に必要な準備が果たされた、とされる。本報告は、遺言指定相続人と、遺産占有を付与された第二世代との間での、遺言失効・法定相続を巡る争いについての問題などを留保しつつ、第二世代死亡により第三世代により訴訟が承継される場面について、議論を喚起し、一定の見通しとして、相続人が訴訟を承継するには、訴えの着手を要し、これと同視すべき段階として遺産占有申請が理解されていることが示された。法文の解釈をめぐる種々質疑応答が行われたが、遺産占有という言葉自体ある意味多義的な面があり、不倫遺言によって廃除された法定相続人がかかる遺言の効力を争うために遺産占有を申請して法務官によってこれを付与される手続きであり、ローマ民事訴訟の全体のなかでどのような位置を占めるのか、あらかじめ説明があればさらに活発な議論ができたのではないだろうか。第5巻邦訳の早期の完成を祈りたい。

第6報告：松本和洋「『ブラクトン』における”donatio”研究序説——ローマ法とイングランド法との交錯」

本報告は、英国法史に名高い『ブラクトン』において「贈与」の論題がどのように取り扱われているか、その具体的な検証として、とくに「贈与」における論述形式の変化に見られる、ローマ法とイ

ングランド法との交錯に注目する。『ブラクトン』における「贈与」の体系的な位置について簡単に記しておく、前半部は、序文、人物(物、所有権取得)、訴権というユスティニアヌス『法学提要』の三部4巻をモデルに構成され、その後「国王の訴訟について」以下、実際の巡回裁判の実務に即した叙述がローマ法の法概念に従って展開されると考えられ(cf.深尾裕造『コモン・ロー法学史』2018年、私家版)。「贈与」はこのうち、所有権取得の部分に位置づけられている。報告では「贈与」前半で、『ブラクトン』の叙述の中でローマ法・教会法がいかにか昇華されているかについて、具体的な分析が提示され、後半では封建制での貸借と贈与の優劣を論じつつ、内縁と訴訟方式も視野に入れた構想が示されることを明らかにされる。こうした『ブラクトン』の内在的な理解は、今後の形成史研究にも大きな示唆を与えてくれるものとなろう。

報告資料中「はじめに」の「『ブラクトン』に対する先行研究の理解分岐」では、『ブラクトン』執筆者の位置づけについて、3つの考え方の分類が示されている。(1)～(3)が必ずしも時系列的な分類ではなく、例えば(1)に属するメインと、カントロヴィチ及びシュルツが具体的にどのようにひとまとめにできるのか、という印象をいただいた。メインは『古代法』やこれに先行する「ローマ法と法学教育」という論稿のなかでブラクトンに触れるが、前者で用いられる「ブラクトンの剽窃」という言葉などはメインがブラクトンとローマ法との関係をいかにか考えていたか、またメインが当時いかなる資料によって検証しえたかなど、未解決な点も多い。また資料末尾に付された関連文献に関して、カントロヴィチの遺稿にあたる「ブラクトン問題」(ウッドバイン、メイトランドに対する批判、揶揄など

さまざまな問題をかかえているが)はシュルツの研究とともに、その後の『ブラクトン』研究を方向付けたものとも言われ、これと(2)、(3)との関係などを含め、法学史上の興味深い問題群についても、教示をえたいところである(Cf. Beaston, J./ Zimmermann, R. (edd.), *Jurists Uprooted: German- Speaking Émigré Lawyers in Twentieth Century Britain*, Oxford 2004, p.185ff.; 286ff.).

3月16日(火)

第4部：【司会：吉原達也】

第7報告：林智良「古典期ローマ法学者による共和政末期ローマ法学説の利用形態について——D.32,29;D.34,2,32を端緒に」

本報告では、法の技芸が伝承された過程を遠景に、中景には共和政末に法学説の批判と撰取が見られた姿が描かれる。多数の法学者が登場する法文史料の中で、ヤウォレヌス『遺稿集要約』に由来する長い法文の読解から、*scribere*などの動詞遣い、最上級、比較級の用法など法的議論の枠組みが分析される。そこに示される引用被引用の法学者間の関係と結論の対立を取り出し、法学説の批判と撰取の仕方や師弟関係が明らかにされる。報告では、D.32,29に付け加えるかたちで、これと連続するD.32,30の法文を取り上げられ、同じ出典表示を冠する2法文がなぜ連続して登場するのかという問題に注目され、両法文の間に欠落箇所があるのではないかとの推測が示される。この点で個人的な関心事について少し触れることをお許しいただきたい。index Florentinusが伝えるラベオ『遺稿集』10巻は『学説彙纂』中 *Labeo libro posteriorum a Iavoleno epitomatorum* と、*Iavolenus libro ... postiorum Labeonis* という2種類の出典表示で示されるのであるが、レーネルのパリンゲネシアは、前者は法文の冒頭

に [Labeo] と記して、両者が識別できるようになっている (cf. Lenel, Pal. I, Sp. 299 n. 4)。レーネルは、ラベオ『遺稿集』を冠する法文はヤウォレヌスのエプトメが唯一の原典と考える立場に立つが、これに対してシュルツ『法学史』は 2 つのヴァージョンを想定し、前者の法文ではラベオは一人称で語り (ヴァージョン A)、後者では一人称ではなく、ヤウォレヌスによって語られる (ヴァージョン B) という特徴を有すると考える。D. 32, 29 と D. 32, 30 は報告にも示されるように文体上の大きな差があり、シュルツによれば、前者がヴァージョン B、後者がヴァージョン A にあたるとされる。もとよりこうしたシュルツ説に全面的に依拠することはできないとしても、本報告でも提出された疑問点、「私」がヤウォレヌスなのか、あるいはラベオなのかを考える上で一つの手がかりにはならないだろうか (cf. Schulz, History of Roman Legal Science, p. 207-9。レーネルは 2 法文ともに [Labeo] を冠しているが、シュルツは D. 32, 29 については誤りで、本来 Iavolenus で始まるヴァージョンであったはずと考える。D. 32, 30 が idem でなく、Labeo として表示されているのがその理由とされる。なお、Wieacker, Textstufen, S. 63f. も)。

第 8 報告：塚原義央「ウルピアヌス『告示註解』におけるアクィリウス法解釈」

報告者は、これまで法学者ケルスス研究から出発して、ユリアヌス研究に論を拡げてきたが、本報告では、両者の議論を伝えるウルピアヌス自身を取り上げ、その法学の特徴の一端を検討する。質疑応答の中で、ウルピアヌス自身が「ユリアヌスが記した」とする箇所を巡り、同定する根拠を含め、報告者とは異なる解釈が提起され、また同様に、文言についても、自由人と紹介された「生徒」

は奴隷ではないか、との指摘など、活発な議論がかわされた。

本報告で取り上げられた、Ulp.D.9,2,5,3 と Ulp.D.9,2,7pr.は従前ユ帝法が家子の傷害による家長のアクィリウス法訴権を認めたとする法文とされる。一方レーネルのパリングネシアでは、no.613として連続する一つながりの法文とされている。5,3 法文でユリアヌスはアクィリウス法訴権には触れておらず、貸主訴権 *actio locati* が成立するか否かを問うのみである。末尾の「けれども私はアクィリウス法によって訴えうることに疑問をもたない」は、法典編纂人による追加が指摘される箇所であり、これらを勘案すれば、労務と治療費の請求ができるとユリアヌスがいうのはアクィリウス法訴権ではなく、貸主訴権であるという報告者の想定は支持できるように思われる。一方で古典法において、奴隷の傷害後の回復に要した費用について、ウルピアヌスはアクィリウス法訴権では請求できないとするようで (Collatio,2,4,1. ユ帝法典における対応法文 D.9,2,27,17 は *nec* が削除され、反対の趣旨になっている。cf. Wieacker, *Textstufen*, S.233.)、自由人の場合はできるとユリアヌスが考えたかは疑問が残るところであろうか (なお、原田慶吉『日本民法典の史的素描』347頁注2を参照)。報告者から貸主訴権によるとの記述について、徒弟制での教育が請負の対象であったとの理解が示される一方、救済手段の成立時期について、ウルピアヌス自身の解決策から推論すべき社会状況については今後の課題とされた。学説彙纂の特徴として、林報告同様、連綿とした伝承・批評が残されている。これを一層ずつ剥がしていく、壮大な法学者研究の端緒が示されたことを高く評価したい。また、報告者は事典的書籍の執筆との関連で古典法文献形式としての告示註解自体に関心を寄せる。その名宛て人として法

廷実務者だけでなく、法学生を想定される可能性も指摘された。こうした点も含めて報告者によるウルピアヌス告示註解研究の今後の展開を待つことにしたい。

第 5 部：【司会：粟辻悠】

第 9 報告：五十君麻里子「*alimenta pueri puellaeque*」

アリメンタといえば、貧しい少年少女の扶養のための基金の設置が想起される。例えばカエリア・マクリナという女性が、イタリアの港町タラッキナにたいして、100 万セステルティウスの現金を、その利子から、毎月一定額を 100 人の少年と少女の扶養のために受領できるように遺したことを碑文資料は伝える。もちろんアリメンタにもさまざまタイプがあることは容易に想像できようが、都市が子どもに金銭を分配するタイプが一般的とされる。ところが、遺贈関連法文史料では姿が異なるという。本報告はこの遺贈関連法文史料に登場するアリメンタの姿を明らかにしようとする。報告者はこれまでも D.34,1 の検討からアリメンタの受遺者のほとんどが解放奴隷であったこと、元主人は存命中から自らが解放した解放奴隷やさらには自らの尊属（または家族）が解放した解放奴隷をも扶養していたこと、またその扶養は金銭支払によるのではなく、衣食住を現物で提供していたのが実際であったことを示してきた。歴史学が関心を寄せる「アリメンタ制度」は D.34,1 の扱う解放奴隷のアリメンタとは無関係とされるが、報告者は碑文史料の文言そのものと D.34,1 を一貫して理解する解釈を追求するべきことを提案する。また *puer/puella, legitimus/legitima, spurius/spuria* について新しい見方も提示された。*spurius* は、個人的にはバハオーフェン母権制のキーワードとして登場して以来、気になる言葉でもあるが、例えば樋脇博

敏教授が「ユスタ事件」に寄せて提示した *spurius* 概念の理解とどのように整合性があるのか、また別の展開があるのか、歴史学とローマ法学の架橋をめざす報告者の今後の研究を待ちたい。

第 10 報告：宮坂渉「1 世紀プテオリの取引社会における女性——TPSulp. の記録を基に」

ポンペイ近郊出土のスルピキウス家文書はしばしば女性たちの名前を伝える。本報告は、この文書資料を渉猟し、そこに登場する女性たちが法律世界でどのように生きたのか、その実際の姿に迫る。女性たちが法的取引に関わり、奴隷や多額の資産を有し、また外国出身の例も見られる。後見人が登場する史料との対比で、婦女後見が必要か否か、そうした問題が問われる。そこに提示された成果は、紀元後 1 世紀ネアポリス周辺地域の取引社会の実情にどの程度通用するのであろうか。教科書的理解を離れて、女性が単独で取引を行ったという思いがけぬ世界が展開される。報告者は、都市ローマと異なる法制が適用された可能性を指摘する。もちろんなぜそのような異なる法制が適用されたのか、さらなる検証が求められよう。歴史学の領域でも 1960 年代から、女性史、ジェンダー史の問題が本格的に採り上げられ、古代史、ローマ史にも多くの新しい知見が示されてきたが、ローマ法の領域からも、ようやくこうした流れに応えられる研究が登場してきたことを喜びたい。報告者はパピルスとの対比など、今後の課題があることを語られているが、出土史料の特性を活かして、『法学提要』などからはうかがえない、法的世界をダイナミックに解明されることを願っている。



※

2020年6月開催予定の法制史学会が延期となったこともあり、この2年あまりのあいだ直接お会いすることが少なくなりました。今回の大会も、対面での開催はかなわず、オンラインであったが、刺激的な報告と活発な議論を通じて、充実した2日間を過ごせたことを感謝している。次回大会が、ぜひ対面で開催できることを願いつつ、日本ローマ法研究会のますます発展を心より祈りたい。